

大洲市総合計画審議会

大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

第2次大洲市総合計画 基本構想

会議資料

1	総合計画の策定にあたって.....	1
2	総合計画の構成と期間.....	2
3	将来像と人口の目標	
3-1	将来像.....	3
3-2	人口の目標.....	5
4	基本目標と施策の大綱.....	6

平成28年3月22日

大洲市

1 総合計画の策定にあたって

(1) 策定の背景

平成17年に1市2町1村の合併により誕生した本市は、第1次総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の将来像である「きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指し、市民と行政が力をあわせ、市民一人ひとりが美しくきらめく自然環境の中で支えあいながら暮らし、創造的に働き、心豊かな生活の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

第1次総合計画が平成28年度に目標年度を迎えるに当たり、新たに第2次総合計画を策定する必要があります。

(2) 計画の根拠

「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により本市の最上位計画として位置付けられています。

＜参考＞大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号） 抜粋 （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市におけるまちづくりの基本的な指針として基本構想及び基本計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。
（総合計画の策定等）

第3条 市長は、広く市民の意見を反映した総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、本市の最上位の計画とし、個別の施策に係る計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、大洲市総合計画審議会条例（平成17年大洲市条例第244号）第1条に規定する大洲市総合計画審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(3) 計画の役割

本市の行政運営の基本指針として、各分野における施策の総合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、この計画は、市政の各分野における目標を示す計画であるとともに、市民と行政による協働によるまちづくりの共通目標・行動指針となるものです。

この計画に定めた施策の推進にあたっては、時代潮流を踏まえながら、計画的・効率的に取り組むとともに、市民との協働や国・県などの関係機関との連携を図っていくものとします。

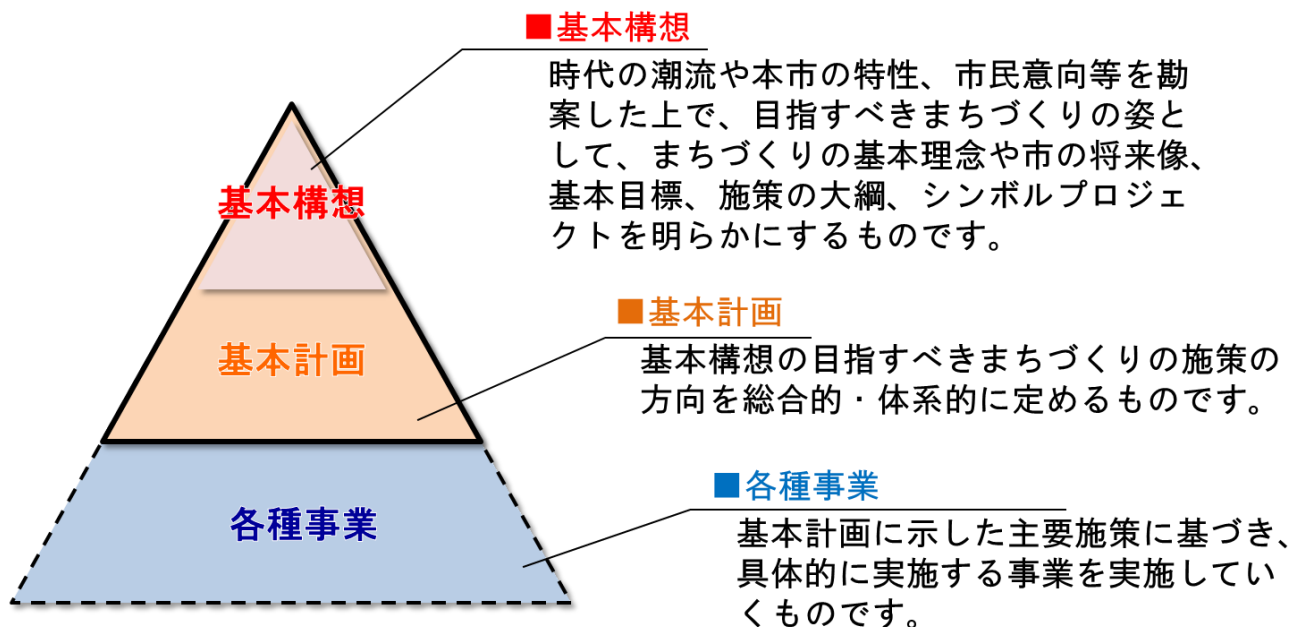
2 総合計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画から構成されています。

それぞれの内容は以下のとおりです。

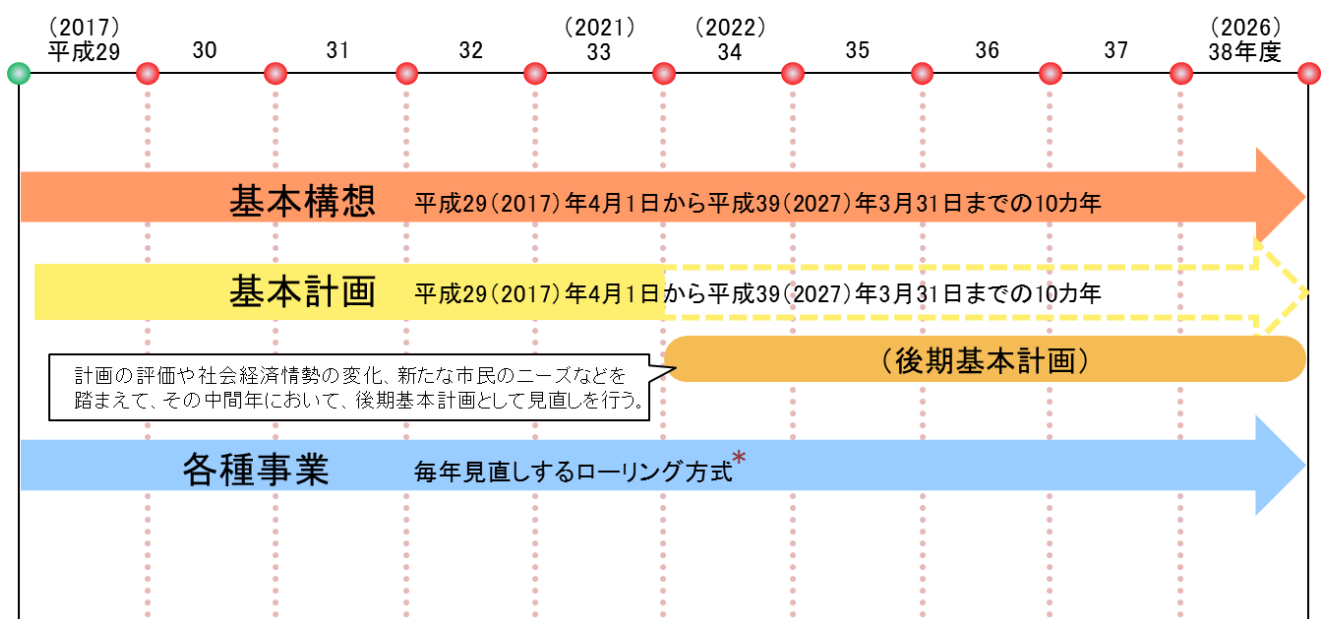
■総合計画の構成（イメージ）



(2) 総合計画の期間

総合計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。

■総合計画の期間



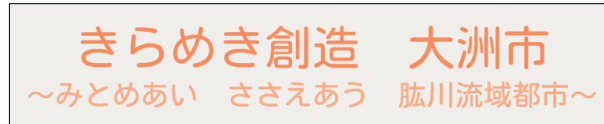
※ローリング方式：刻々と変化する社会、経済情勢の変化に弾力的に対応するため、毎年度修正や補完などの見直しを行う方式

3 将来像と人口の目標

3-1 将来像

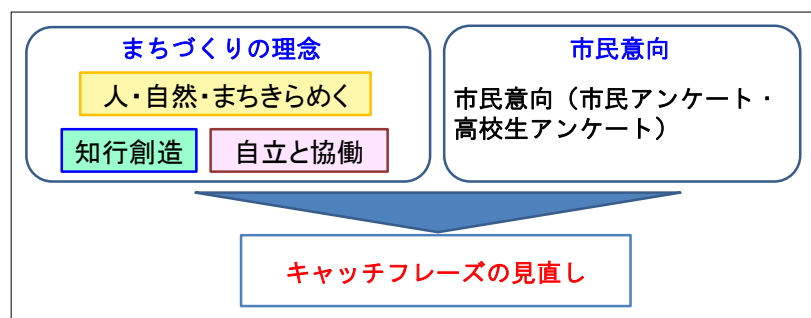
(1) 将来像の見直し

現行の総合計画では、次のとおり将来像（キャッチフレーズ）を定めています。



新たに設定したまちづくりの理念を受けて、市民意向を踏まえて将来像（キャッチフレーズ）の見直しが必要か、検討を行います。

■キャッチフレーズの見直しフロー



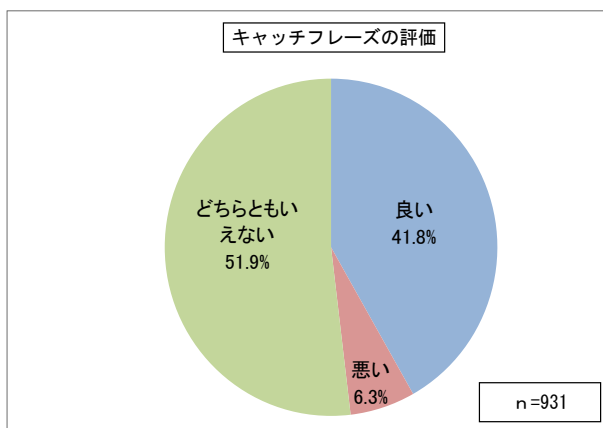
(2) アンケート結果を受けての検討

現在の将来像（キャッチフレーズ）を「良い」とする意見が、一般市民では 41.8%、高校生では 51.3% ありました。また、「悪い」とする意見は、それぞれ 6.3%、5.8% でした。

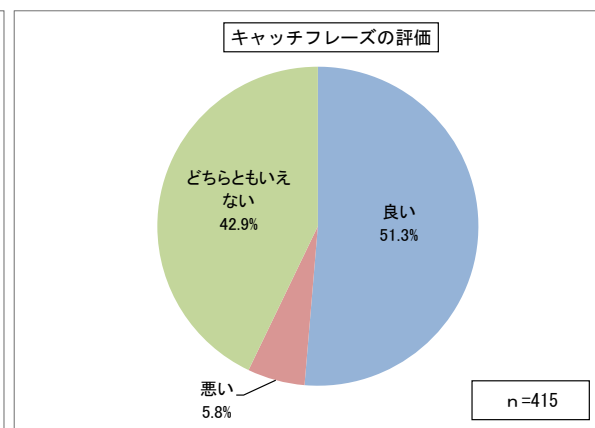
「自由意見」では、現在の将来像（キャッチフレーズ）が長い（主に副題）、分かりにくい、といった意見も見られました。

新たな理念や住民意向を踏まえた上で、将来像（キャッチフレーズ）を新たに定めることについて、検討します。

■キャッチフレーズの評価（一般市民）

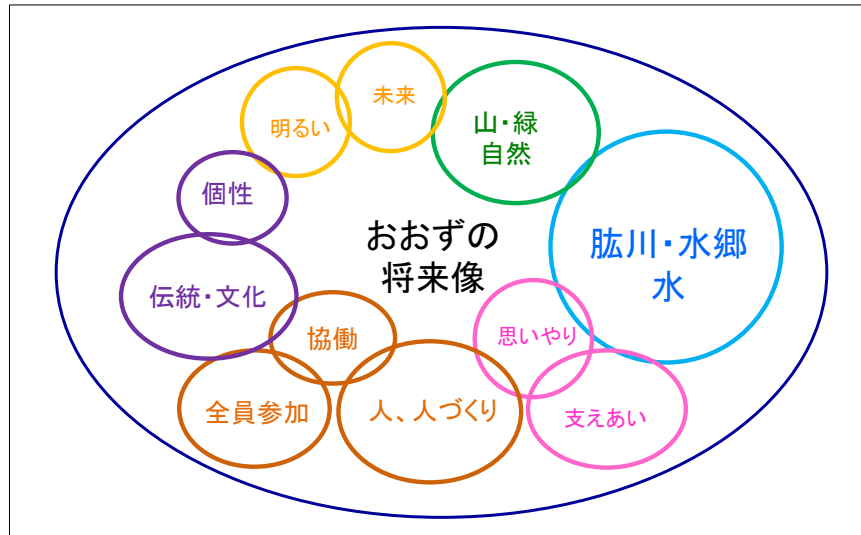


■キャッチフレーズの評価（高校生）



市民アンケート、高校生アンケートの「将来像（キャッチフレーズ）に関する自由意見」から、本市のキャッチフレーズの検討に向けたキーワードを抽出すると、下図のように分類できます。

■キャッチフレーズにふさわしいと思われるキーワード



※円の大きさは、意見の多さを示す。

(3) 将来像（キャッチフレーズ）案

現在の将来像	きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～
現将来像活用案	きらめき創造 大洲 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～
アンケートからのフレーズ案	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいの人づくり・まちづくり・みんなで支える大洲市 ・未来きらめく大洲市 ・個性輝く大洲市 ・ともに創る 肱川流域都市 ・歴史を活かしたまちづくり ・未来につなぐまちづくり ・みんなでともに創るまちづくり ・個性輝くまちづくり ・支えあいの人づくりからまちづくり



見直しの要・不要 / 見直す場合の将来像（キャッチフレーズ）

3-2 人口の目標

(1) 将来人口の予測

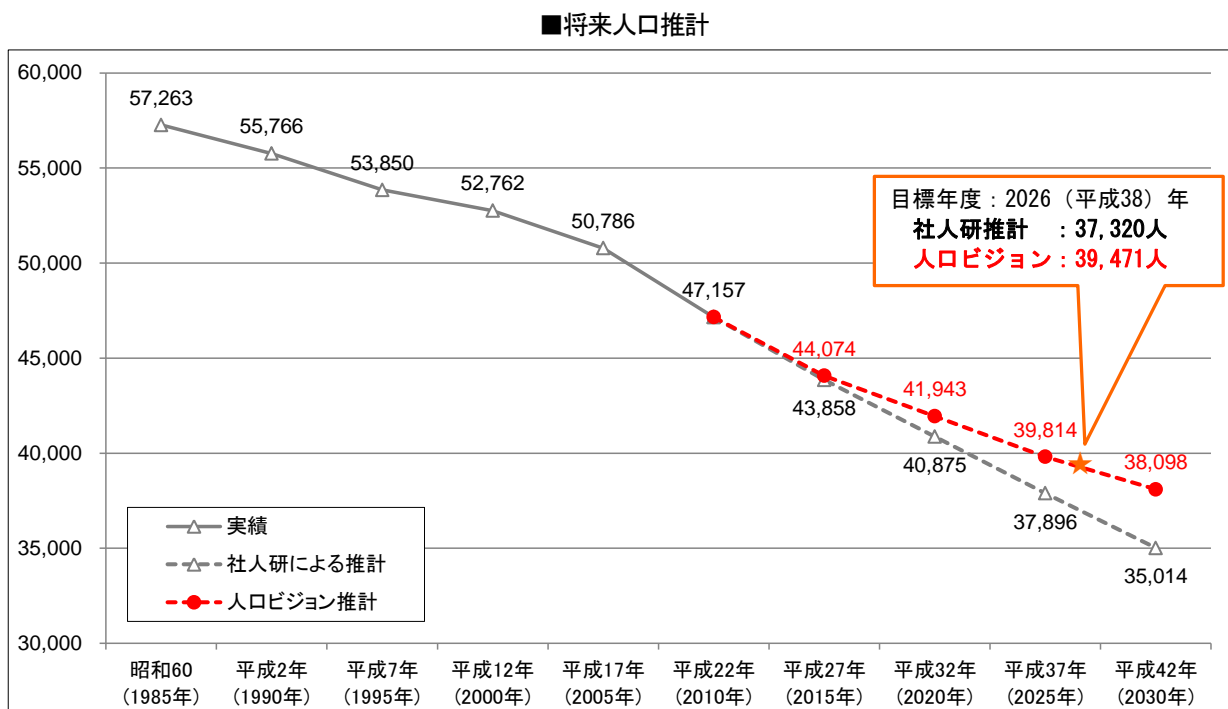
本市の人口は、昭和30年頃には60,000人を超えていたものの、平成22(2010)年には47,157人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)の調査をもとに推計すると、平成38(2026)年には37,320人にまで減少すると予測されています。

(2) 目標人口

このような人口減少傾向の中、本市においても、人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

市民の定住の希望をかなえ、本市への人の流れを確保するため、「総合戦略」及び「基本計画」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備etc)を展開し、四国西南地域の中核都市として目指すべき平成38(2026)年の目標人口を「40,000人」と設定します。

目標人口 平成38(2026)年 “40,000人”



4 基本目標と施策の大綱

第1次総合計画				
基本目標	大綱	施策	概要	
1 自然きらめくまちづくり(自然)	1 自然の保全・活用	(1) 自然環境・景観の保全 (2) 自然環境の活用	自然保護に関する意識高揚、自然を生かした地区の形成 自然を体験できるイベント、機会、レクリエーション機能の充実	
	2 地球環境の保全	(1) 地球環境の保全	環境教育の推進、循環型社会への取組み、省エネ・新エネルギー活用等	
2 文化きらめくまちづくり(文化)	1 学校教育・社会教育の充実	(1) 就学前教育の充実	就学前教育の充実、子育て家庭等への支援、幼児教育内容の充実	
		(2) 学校教育の充実	子どもの様々な体験、食育、情報化・国際化に対応した学校教育の充実	
		(3) 社会教育の充実	生涯学習の推進体制・拠点施設の整備	
	2 文化・スポーツの振興	(1) 文化・芸術の振興 (2) スポーツ活動の推進	芸術・文化に親しむ拠点施設の整備、文化資源・観光と連携した取組み スポーツイベントの開催、体育施設の充実	
3 安心きらめくまちづくり(福祉・医療)	1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進	各種検診・健康相談体制等の充実、健康づくりに対する市民活動の促進	
		(2) 地域医療体制の充実	質の高い医療サービスの提供、休日・夜間の救急医療体制の強化	
	2 福祉の充実	(1) 地域福祉の充実	地域福祉活動の促進、ユニバーサルデザインのまちづくり	
		(2) 次世代育成支援の充実	若者の雇用の場の拡大、保育サービスや支援体制の充実	
		(3) 障がい者福祉の充実	障がい者福祉施設の整備拡充、障害児教育の充実、相談体制・交流機会の充実	
		(4) 高齢者福祉の充実	老人クラブ等による高齢者の社会参加・交流の充実、在宅福祉サービス充実	
		(5) 母子・低所得者福祉などの充実	母子・父子家庭への支援、低所得者に対する生活保護の運用、相談の充実	
	3 社会保障の充実	(1) 国民年金制度の安定化	国民年金制度に関する情報提供・相談、対象者の加入・納付の推進	
		(2) 医療保険制度の安定化	生活習慣病予防の強化、検診の受診率向上、介護予防サービスの充実	
	4 活力きらめくまちづくり(産業)	1 第1・2次産業の振興	(1) 農業の振興	担い手の育成、ブランド化、農道整備・土地改良事業、都市・農村交流、活性化
(2) 林業の振興			林地の無秩序な開発の抑制、水源かん養機能の維持確保、木材の需要拡大推進	
(3) 水産業の振興			漁港施設の整備、漁業経営の安定化	
(4) 工業の振興			地場産業への支援充実、大洲拠点地区等の企業誘致	
2 商業・観光の振興	(1) 商業・サービス業の振興	地域ブランド開発・販売、食の魅力づくり、道の駅・まちの駅の充実		
	(2) 観光の振興	観光ルートの確立、観光情報の提供、観光ネットワークづくり		
3 雇用の創造	(1) 雇用の確保・創造	起業支援、地域工房の育成、小中学生への職業体験による職業意識の高揚		
5 快適きらめくまちづくり(生活)	1 地域基盤の整備	(1) 市街地・集落の整備	中心市街地の整備、大洲拠点地区・長浜港内港部の開発、若者定住対策	
		(2) 道路網・港湾の整備	広域交通網・地域間幹線道路等の整備	
		(3) 公共交通網の整備	陸上・海上交通の維持・確保、高速通信網の整備	
		(4) 情報網の整備	大洲市地域イントラネットの高度利用	
	2 生活環境の整備	(1) 町並み・住宅の整備	歴史的町並みの保全、空き家の有効活用、高齢者や障がい者に配慮した住宅づくり	
		(2) 公園・河川・海岸の整備	公園の整備・充実、公共・公益施設の緑化、ダム建設・改修による防災性向上	
		(3) 上下水道の整備	上下水道の整備	
		(4) 環境保全・衛生の推進	ゴミの減量化・再利用等による環境保全・衛生の促進	
	3 生活安全の確保	(1) 消防・救急・防災体制の充実	常備消防・消防団の維持、緊急医療体制の整備、大規模災害時の体制構築	
		(2) 交通安全と防犯意識の高揚	防犯教育・広報による意識高揚、悪質商法被害への情報提供・相談体制整備	
	6 人々きらめくまちづくり(協働)	1 市民参画の促進	(1) 市民活動の活性化	行政情報の公開、各種計画立案への市民参画などによる市民活動の活性化
			(2) 男女共同参画の推進	男女の均等な雇用機会・待遇の確保などによる男女共同参画の推進
(3) 人権尊重のまちづくり			人権教育・人権啓発活動等の推進	
(4) スポーツを活用したまちづくり			スポーツの試合等を通じた本市PR、国体等の誘致に向けた施設等の整備	
2 交流の促進		(1) 地域間交流の促進	スポーツ・祭り等の充実による地域間交流の促進	
		(2) 国際交流の促進	国際交流活動の展開、在住外国人・観光客に配慮した多文化共生のまちづくり	
3 行財政の健全化		(1) 計画的な行財政運営の推進	計画的な行財政運営の推進	
		(2) 積極的な行財政改革の推進	大洲市行政改革大綱・大洲市集中改革プランに基づいた積極的な行政改革の推進	

 : 移動した施策(別の基本目標へ移動)
 : 2つの施策を統合して1つの施策としたもの
 : 1つの施策を分離して2つの施策に分離したもの
 : 別の施策へ編入又は削除した施策

第2次総合計画(案)	
基本目標	施策
1 自然きらめくまちづくり(自然)	(1) 自然環境の保全と活用(自然環境の活用を統合)
	(2) 地球環境の保全
	(3) 環境保全・衛生の推進(快適部分からの移動)
2 文化きらめくまちづくり(教育文化)	(4) 学校教育の充実(就学前教育の充実を統合)
	(5) 青少年の健全育成(社会教育の充実から分離)
	(6) 生涯学習の充実(社会教育の充実から分離)
	(7) 文化・芸術・スポーツの振興(スポーツ活用の追加)
	(8) 健康づくりの推進
3 安心きらめくまちづくり(福祉・医療)	(9) 地域医療体制の充実(社会保障の充実の追加)
	(10) 地域福祉の充実(低所得者福祉の追加)
	(11) 子育て支援の充実(次世代育成に母子福祉の追加)
	(12) 障がい者福祉の充実
	(13) 高齢者福祉の充実(社会保障の充実の追加)
4 活力きらめくまちづくり(産業)	(14) 農業の振興
	(15) 林業の振興
	(16) 水産業の振興
	(17) 商工業の振興(商業・工業・雇用の確保の統合)
	(18) 観光の振興
5 快適きらめくまちづくり(生活)	(19) 市街地・集落の整備(町並みの追加・コンパクトシティを想定)
	(20) 交通・情報基盤の整備(道路・港湾・公共交通・情報網を統合)
	(21) 定住環境の整備(住宅・公園・河川・海岸、上下水道の統合)
6 人々きらめくまちづくり(協働)	(22) 生活安全の確保(消防・救急・防災体制、交通安全と防犯を統合)
	(23) 協働のまちづくり(市民活動の活性化+地域間交流)
	(24) 人権尊重のまちづくり(男女共同参画の追加)
	(25) 国内交流・国際交流の推進(国内交流・国際交流 市町村連携)
	(26) 行財政の健全化(行財政運営+行財政改革)